

国住指第97号
令和7年5月16日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の公布について（通知）

令和6年地方分権改革に関する提案募集における建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止等に関する提案を踏まえ、当該内容を盛り込んだ地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）が令和7年5月9日に成立し、同年5月16日に公布された。

改正内容を下記のとおり通知するため、貴職におかれでは、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正概要

建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者の登録申請等（登録申請のほか、登録証の交付・訂正・再交付・返納その他登録に関する書類の提出）について、手続きのオンライン化に伴い、都道府県経由事務を廃止する。

2. 施行期日

一級建築基準適合判定資格者検定の合格発表時期（令和7年12月中旬予定）とあわせて都道府県経由事務を廃止することで円滑な施行が可能となることから施行期日は令和7年12月1日とする。

3. オンライン申請について

建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者の登録申請等の手続きについて、国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンライン申請が可能となる。（施行期日より開始予定。）

従来に比べて申請時の負担軽減、手続きの迅速化が見込まれることから、オンライン申請の活用に関して関係者への周知にご協力いただきたい。